

神奈川労働局発表  
平成24年3月29日

担 当	神奈川労働局職業安定部需給調整事業課	
	課長	山川 理子
	課長補佐	勝部 文代
	電話	045-650-2810

## 労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

神奈川労働局長（及川 桂）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

### 記

第1 被処分労働者派遣事業主  
別添の一覧表に記載のとおり

第2 処分内容  
特定労働者派遣事業主  
労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令  
（労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり）  
労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令  
（労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり）

第3 処分理由  
別添の一覧表に記載する派遣元事業主は、労働者派遣法第23条第1項において、提出しなければならないとされている事業報告書及び収支決算書について、平成22年度分又は平成23年6月1日現在の状況報告又はその両方について労働者派遣法施行規則第17条に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出せず、労働者派遣法の規定に違反したこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容  
全ての労働者派遣事業について、労働者派遣法第23条第1項の事業報告書及び収支決算書について、未提出の平成22年度分又は平成23年6月1日現在の状況報告又はその両方が提出されるまでの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容  
労働者派遣法第23条第1項の事業報告書及び収支決算書について、未提出の平成22年度分又は平成23年6月1日現在の状況報告又はその両方を提出すること。

(参 考)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)(抄)

(事業廃止命令等)

第21条

- 2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業報告等)

第23条

- 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(改善命令等)

第49条

- 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条

- この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)(抄)

(事業報告書及び収支決算書)

第17条

- 法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主(以下単に「派遣元事業主」という。)は、毎事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

- 2 前項の事業報告書及び収支決算書は、それぞれ労働者派遣事業報告書(様式第十一号及び様式第十一号の二)及び労働者派遣事業収支決算書(様式第十二号)のとおりとする。

- 3 第一項の事業報告書及び収支決算書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限とする。

- 一 労働者派遣事業報告書(様式第十一号) 毎事業年度経過後一月が経過する日
- 二 労働者派遣事業報告書(様式第十一号の二) 毎年六月三十日
- 三 労働者派遣事業収支決算書(様式第十二号) 毎事業年度経過後三月が経過する日

- 第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第14条第2項の規定による命令
- 二 法第21条第2項の規定による命令
- 四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

## 対象となる特定労働者派遣事業主一覧表

労働局名：神奈川県労働局

① 番号	② 届出受理番号	③ 派遣元事業主の名称	④ 代表者の職氏名
1	特 14-010439	株式会社エイシーエス	代表取締役 江幡裕司
2	特 14-030020	株式会社朝日機設	代表取締役 倉岡俊昭
3	特 14-030069	有限会社ワープテック	取締役 宮岡将一
4	特 14-050007	株式会社宝サービス	代表取締役 三田秀之
5	特 14-080019	株式会社ピースシステム工業	代表取締役 古澤滋
6	特 14-080039	株式会社ワークス	代表取締役 竹内茂
7	特 14-140145	有限会社クワタ・システム・アーツ	代表取締役 栗田勇太郎
8	特 14-300084	有限会社男子専装	代表取締役 白石裕治
9	特 14-300808	株式会社システム・オフィス	代表取締役 宮崎友安
10	特 14-301159	株式会社泉エンジニアリング	代表取締役 近藤健
11	特 14-301210	株式会社ミディエンタープライズ	代表取締役 森谷敏秀
12	特 14-302475	株式会社アクティクリエイティヴ	代表取締役 添田充啓
13	特 14-302586	有限会社テクノユニオン	取締役 泉本祐志
14	特 14-302767	有限会社新星テクニカルサービス	代表取締役 牧山俊雄
15	特 14-302964	株式会社シリウスインターナショナル	代表取締役 相原謙一
16	特 14-303609	合同会社サイダーハウス	代表社員 宇山健太
17	特 14-303692	有限会社テラスター	取締役 渡邊宗幸
18	特 14-303803	株式会社ケーター・ブレイン	代表取締役 山本清美
19	特 14-303872	株式会社門脇運輸	代表取締役 加登典儀
20	特 14-304281	株式会社KAMAL KIRAN	代表取締役 セティスバカンタ

※ 特 14-303872 株式会社門脇運輸は需給システムでは株式会社ケーターロジネットで登録。